

平成25年8月

さつま町議会臨時会会議録

平成25年8月12日 開会

さつま町議会

平成25年8月さつま町議会臨時会審議結果

平成25年8月12日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
56	平成25年度さつま町一般会計補正予算 (第3号)	H25. 8. 12	H25. 8. 12	原案可決	-
57	訴えの提起について	H25. 8. 12	H25. 8. 12	可 決	-

平成25年8月さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成25年8月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
総務課 長	紺屋 一幸 君	教委総務課 長	上野 俊市 君
財政課 長	下市 真義 君	学校教育課 長	藤崎 毅 君
工事検査室 長	小永田 浩 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 議案第 5 7 号 訴えの提起について

△開 会 午前 9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成25年8月さつま町議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、森山大議員及び6番、東哲雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第56号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「議案第56号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。まず、「議案第56号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、学校管理費として求名小学校屋内運動場の耐震補強のための経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2,919万4千円とするものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

おはようございます。それでは「議案第56号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

ただいま御説明をいただいたところでございますが、労務単価それから資材等の値上がりということで、今回、これだけの補正をしていただいておりますが、当初の計画からこれをした場合に、今後の計画はどのように進めていく考えなのかお伺いします。

○教育委員会総務課長（上野 俊市君）

今後の計画でございますが、本日補正予算の議決をいただいたのち、早速、指名推選委員会を行いまして、その入札の手続きに入っている予定でございます。今月中に入札をいたしまして、落札の結果によりまして、9月議会の冒頭で契約議案の提案ができればと考えているところでございます。今後の工期等につきましては、卒業式に間に合いますように、来年の2月末を一応工期として設定をしているところでございます。以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○桑園 憲一議員

7月11日に入札をして不落になっているわけなんです、今度新たに入札をする場合、業者の選定については、従前のいわゆる4社のJVを組んだ業者を含めて見直しをするのか、あるいは全体的にもう1回、業者選定については幅広くやるのか。そのあたりについて、わかっておればお知らせいただきたい。

○財政課長（下市 真義君）

ただいま御質問にありました業者の選定の方法でございますが、さきほど教育委員会総務課長が説明いたしましたとおり、早急に指名推選委員会を開きまして、その場で、今ありました案あるいは別な案あるかと思えます。そのあたりは検討して決定をしてみたいと思っております。

○桑園 憲一議員

前回がまあ4社のジョイントベンチャーでやっているわけですが、落ちなかったということで、今回、380万円補正を組まれているわけですが、やっぱり幅広くですね、県内の業者いわゆる力を持っている業者がおるんであったら、そういうのも含めて指名委員会でやれば、なんとか落ちたんじゃないかなという懸念もします。まあそのあたりについては、しっかりと指名委員会のほうで業者のほうも調べて、幅広く一般競争入札でやってもらえたらいいんじゃないかと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

1点だけお伺いいたします。3月の予算の金額に合わずに、今度380万円補正をされて、再度入札の段階にきているところでございますが、今、いろんなところの予定価格、この選定のあり方の考え方をどうされているのか。新聞紙上等いろいろ聞きますと、例えばガソリンとかいろんなところが高騰しているような状況にあります、当初の計画と違った形にきてるんじゃないかと思っております。いろんなところでも、やっぱりこういったことによる予定価格の見直しというのは、これまで町がとってきている状況でいいのか、それともこういうふうにして再度補正をせずにやらんような状況にあるのか、そこあたりのところを財政課長にお聞きします。

○財政課長（下市 真義君）

予定価格の設定につきましては、これまで土木工事、建築工事それぞれ決められたルールに従

って決定をいたしておるわけですが、今回の入札に限っては、市場の変動等そういったことも考慮いたしまして、予定価格を決めさせていただいたわけですが、それにもかかわらずそれ以上の高騰率であったということで、不落という結果に終わったわけですが。

今後の予定価格の決定につきましても、そういった市場の動向等を勘案しながら、市場が落ち着けば決まったルールでまいますけれども、今回は特別のケースということでもあります。やはり決まったルールに基づいて設定をしていかなければならないと思っているところでございます。

○宮之脇尚美議員

前回の入札で不調に終わったということでございまして、この入札の不調については、手法としては二つほどあるんだろうというふうに思うところでございます。業者の指名替え、あるいは設計の見直しのこの2点しか選択肢はないかと思うんですが、今回は単価改訂ということで、基本的には、まあ、いわゆる設計図書の見直しというのは単価改訂しかないだろうというふうになりますと、おのずと選択肢は限られてくると。そこらへんについては、一部、設計の見直しを含めてされるのか、あるいはもうそういう業者の選定を含めた形での検討をされるのかということになろうかと思うんですが、先般の説明の中で、検査監からも説明がありましたように国のほうから4月8日に単価改定についての通知が来ているということでございます。私もちょっと度忘れをしたんですが、繰越明許費の補正の関係については、新年度予算で当然補正をされるわけですが、この繰越明許費に対する補正予算が可能なかどうか、そういうことを含めて御説明をいただければと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回は、さきほど説明をしておりますとおり労務単価の関係とか、あるいは資材等の値上がり、そういった要因が主な原因でございます。ちょうど民主党の政権時代に景気対策ということで、いわゆる国家予算の予備費で活用をするというようなことが出てまいりましたので、その対象としまして求名小の屋内運動場につきましても早めにやっぱり耐震補強を終わらにゃいかんということで、申請をしましたところ承認をいただいたわけですが。

そういうことで、年度末ということもございましたので、予算の執行については、全額翌年度に繰り越さざるを得なかったということでございます。そのようなことで、補正予算の関係もですね、このようなことで年度を繰り越しをしておりますので、前の年度の分の繰り越しでありますから、繰り越した以上は、そのものに補正予算をする時期というのはもう失しているわけがあります。3月のぎりぎりでありましたので、それがわかったのは、もうあとということになりますから、まあ新年度になってからこのようなことになったから、結局もう繰越明許費の補正はできないというようなことでございます。

したがって、結果的にその仲裁と申しますか、そのためには新年度に新たに必要額を補正するということがならざるを得ないということで、25年度の予算に補正予算として計上して、繰越明許費と新年度の補正予算の分と合わせて入札に付するというようなことに今後手続きをするとなったところでございます。

通常、業者の都合で不落となりますと、設計には何ら問題がありませんので、業者を替えて入札ということになるんですが、今回の場合は発注者側のこういった要件が満たされなかったということでございますので、やはり業者については、さきほど出ておりますとおり、以前、入札の指名をいたしました4社のJV、この方々は当然入れるべきであろうというふうに考えております。その他の今、出ておりますようなもっと大手の皆さんがたをということも含めまして今後、指名推選委員会の中でいろいろと論議をしていただきたいと思うところでございます。

このような事情がございまして、年度変わりという、今までないようなこの時期的な問題とい

うのがございます。そしてまた急激な経済の変動と申しましょうか、株が上がる、あるいは円安になると、急激な経済変動がありまして結局、単価の見直しをせざるを得ないと。労務単価の関係、あるいはまた資材の関係も急激に上がってきたということでもあります。まあ労務単価のほうはですね、この380万円の中でもほとんどわずかなものですから、当初はこの予算の範囲内でいけるだろうということで考えておったんですけど、また財政的な問題もありましたんで、この中でやれるんじゃないか、入札ができるのかなと思っておりましたが、我々がちょっと予測できなかった資材のほうがかなりのものがあるということで、この資材の関係については、それぞれの経済情勢の動向をなかなか発注者がつかめないところがございます。業者の業界の関係では、実際に仕事をされる中で、何々がこれだけ上がったということはもう実態としてつかんでいらっしゃるわけでしょうけれども、なかなかその辺が把握できないという難しさがございまして、当初の変動の様々な変化があったということがございましたので、このような時期的にあまりないような補正になったところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第56号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第56号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第3「議案第57号 訴えの提起について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第4「議案第57号 訴えの提起について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

次に、「議案第57号 訴えの提起について」であります。これは、町が管理する一般住宅の

明渡し等の請求に関しまして訴えを提起するものでございます。地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは議案集の57ページ、「議案第57号 訴えの提起について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

この住宅費の滞納は、建設課の町営住宅の問題でも再三問題になり、提訴も行っておりました。その間建設課の説明を聞いていますと保証人を立てるとか、そういう対策をしてこれを防止していくという流れがだいぶ効いてきたところではありますが、この一般住宅、職員共済の所がこれだと思うんですけれども、今、非常に共済住宅のほうにもですね、民間の方々が入られているということを知っているわけですが、同じような住宅管理ですから担当課が違ってもやっぱしこういうところでもこういう事件が発生しないような方法、あるいは保証人の立てかたの方法、ここあたりは課内で今まで検討はなされてこなかったのか、ちょっとお聞きします。

○財政課長（下市 真義君）

この一般住宅と言いますのが、いわゆる県から譲渡されたり教職員住宅として使っていた住宅、あるいはまた町営住宅で廃止をした分を普通財産に切り替えて、賃貸借の契約を結ぶといったいろんなケースがございます。今回のこの町ノ上団地につきましては、いわゆる水害による被災者ということで、早急に入居をさせたという経緯で、これまで保証人を立ててない状況でございました。いわゆる民法上の賃貸借契約という方式で契約を結んでおりまして、やはり、今、議員から出ましたとおり今後につきましては、新たに保証人を立てていただくなどのそういった対処をしないとこういったケースがまた発生するという懸念をされますので、今回のこの件については保証人は立ててございませんでしたけれども、今後においては、やはりそういった手立てをしていかなければならないと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

この一般住宅の個々契約の中では保証人は立てていないという説明でございますが、是非ですね、こう裁判沙汰をしてお互いいい気持ちにならない、いい気持ちというか嫌な思いをするよりか、やっぱしそういうふうにして信頼がおける方を保証人に立ててされるような方向性をとっていただきたい。

それとですね、国、県から共済住宅が町のほうに移管されているという話もありましたけれども、学校の先生方が異動がある場合は、共済住宅に入っている方は1年契約ということで、2週間前か、3月になったら出ていただくというような方向性もとられているみたいだったんですけど、そこあたりの実態で、こういう一般住宅における住宅料の滞納者が何件くらいあるものか、把握ができておりましたらお示し願いたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

この一般住宅の滞納の状況でございますけれども、全部で34戸ございまして、本庁が管轄しますのが14戸、薩摩支所が19戸、鶴田支所が1戸という状況でございまして、まあ現在この訴えの提起を含めまして2名の滞納者がおられますが、もうひと方については1月分で、これまで1年分とかそういう滞納がございましたけれども、粘り強くお願いをしてまとめて5万円とか、

10万円とかそういった形でずっと納付をしていただいて、やっとあと1月分が残っているという状況になっております。

○米丸 文武議員

ここに訴えの提起ということで出されておりました、今、それぞれ説明がございましたけれども、この相手方が経済的に支払い能力というものがあるのかどうか、そういうようなことについては、現在のところどのように把握されているのかということとそれから、ここの趣旨の中で訴訟費用の負担も当然これを相手方に求めるものだというようなことでございますが、この訴訟をすることによって弁護士、訴訟費用そういうようなものが、じゃあ支払い能力がなかった場合にはどのような扱いをする考えなのか、そのような点について説明をいただきたいというふうに思います。

それともう1点、今、相手方は北部豪雨災害で入居されて、19年2月から結局、賃貸契約ということになっておりましたが、この段階で保証人というのは設置できなかったのかどうか、その点について伺いをしたいというふうに思います。

○財政課長（下市 真義君）

この訴えの相手方ですが、現在65歳で年金生活で単身入居の状況でございます。お子様が2名県外あるいは県内に居住という状況はつかんでおりますけれども、まあぎりぎりの生活ということで、支払い能力はということですが、精一杯の状況ということかなあと考えております。やはり当然この滞納分は納付してもらわなければならないわけですが、とりあえずはこれ以上の滞納は許されないということで、1番目にはやはり退去を願うというのが1番の目的にいたしております。そういたしましたあとは、財産があれば財産の差し押さえを何とか、そういった調査はまだいたしておりませんが、本人が言うには水害があったから、水害があったからということをおっしゃっておりまして、水害さえなければということで、そういった事情等もございますので、やはり粘り強く納付に向けて努力をしていかなければならないと現在の時点では思っているところでございます。

それと、災害による被災住宅が切れたあとの保証人はということですが、その時点で保証人を立てておけば良かったんですが、経緯について関係書類を紐解いてみましても、そういった状況もございませんでしたので、今後については、そういった対応をしていかなければならないと思っているところでございます。

○米丸 文武議員

豪雨災害の被災者ということでございますが、この方は豪雨災害の被災をされる前は結局、自分の家に住んでおられて被災をされたのか、土地はどうだったのか、いろんな問題もやっぱりあると思うんですね。そこいらの土地とか何とかいろんなもんがあれば、今後それに対する保証ちゅうんですか、そういう形の中で弁済もしていけるんじゃないかと思うんですが、それとも借家で財産がなかったのかどうか。被災をしていなければこうでなかったというふうにおっしゃっているんであればですね。そこいらのところもあるだろうと思います。まあ私としましては、契約をして、普通にきっちりと使用料を払っておられる方とそうでない方の不公平というような問題もいろいろあったり、今、説明がありましたように、そういうような形の中での賃貸料の滞納というのが増えないためにもというようなことでございます。そういう面からすれば本当にきっちりと支払いをなされている方々に対しては申し訳ないというようなこともあるわけでございますけれども、一方ではそれに対して、じゃあ出て行ったらそれで終わりなのかというようなことにもつながってくるのがあるんじゃないかというふうに思うのでお伺いしているところでございますが、今後の問題に対してもですね、ここいらもきっちりとやっぱりするべきだろうというふうに

思うんですが、どのようにお考えなのか。

○財政課長（下市 真義君）

さきほどもお答えいたしましたとおり、虎居のほうに被災前は住まれておったようでございます。きょうだいも何名かいらっしゃるようで、接触する中では、きょうだいの不仲とか色々家庭の事情があられるようでございますので、まあ財産につきましては、本人名義のものがあるのかどうか、そこあたりについては、まだ詳細に調査をいたしておりません。最終的にはやはりそこまで調査をやらなければならないと思っております。

議員からもありましたとおり、契約どおりちゃんと納付されている方とのそういった不公平感、これが一番行政としては正さなければならない部分でございます。幸いにもうひと方のほうは、あと1月分という状況でございますので、こういった状況をうまないような形で努力をしてまいる所存でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第57号 訴えの提起について」は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第57号 訴えの提起について」は、可決されました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成25年8月さつま町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 森 山 大

さつま町議会議員 東 哲 雄